

総務委員会会議記録

総務委員長 佐々木 順一

1 日時

平成 17 年 12 月 8 日（木曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 4 時 42 分散会（うち休憩午前 10 時 55 分～午後 3 時 40 分、午後 4 時 4 分～午後 4 時 28 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

佐々木順一委員長、平澄芳副委員長、藤原良信委員、川村農夫委員、千葉康一郎委員、佐々木俊夫委員、嵯峨耄朗委員、小原宣良委員、柳村典秀委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、三上担当書記、互野併任書記、佐々木併任書記、津田併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総合政策室

相澤総合政策室長、阿部首席政策監、中村政策調査監、千葉政策推進課総括課長、深澤政策推進課政策担当課長、吉田政策推進課管理担当課長、大矢経営評価課総括課長、菅原経営評価課政策評価担当課長、岩渕調査統計課総括課長、水野広聴広報課総括課長、豊岡広聴広報課情報公開担当課長、菊池広聴広報課報道監

(2) 地域振興部

山口地域振興部長、佐藤地域企画室長、谷地畝地域企画室企画担当課長、千田地域企画室管理担当課長、野本市町村課総括課長、稲葉文化国際課総括課長、橋場複合施設整備課総括課長、佐藤 I T 推進課総括課長、佐々木 I T 推進課行政情報化担当課長

(3) 総務部

時澤総務部長、古澤総務室長、立花総務室管理担当課長、齋藤総務室法務私学担当課長、門口総務室入札担当課長、高前田参事兼人事課総括課長、菅野予算調製課総括課長、柴田税務課総括課長、藤井管財課総括課長、及川総合防災室長、小守総合防災室防災消防担当課長、薄井総合防災室防災指導監兼危機管理担当課長

(4) 警察本部

齋藤交通担当課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案

ア 議案第 13 号 総合防災センター条例の一部を改正する条例

イ 議案第 46 号 岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第 47 号 県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

エ 議案第 8 号 平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中
第 1 条第 1 表中 追加中 1、23

オ 議案第 9 号 情報公開条例の一部を改正する条例

カ 議案第 12 号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第 15 号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

ク 議案第 89 号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

ケ 議案第 14 号 いわての森林づくり県民税条例

9 議事の内容

○佐々木順一委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更した日程としておりますので、あらかじめ御了承願います。

審査に先立ちお諮りいたします。議案第 14 号いわての森林づくり県民税条例についてありますが、本議案は税条例であり、これにより生み出される財源の用途につきましては、農林水産委員会の所管事務と関連がございます。よって、会議規則第 65 条の規定に基づき、農林水産委員会と連合審査会を開き審査いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号いわての森林づくり県民税条例については、農林水産委員会と協議の上、連合審査会を開いて審査することに決定いたしました。

この際、農林水産委員会と協議いたしますので、暫時休憩いたします。

（休憩）

(再開)

○佐々木順一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま農林水産委員会から連合審査会の申し入れに応ずる旨の回答がありました。

連合審査会は、お手元の日程1の(8)、議案第89号までの審査を終えた後、農林水産委員会の審議状況等を確認の上、開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査を行います。議案第13号総合防災センター条例の一部を改正する条例、議案第46号岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小守防災消防担当課長 まず、議案第13号の総合防災センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その4)の25ページをお開き願います。なお、改正内容等につきましては、便宜お手元に配付しております、総合防災センター条例の一部を改正する条例案要綱の1ページ目、これによりまして御説明申し上げます。

まず、改正の趣旨であります。これは、総合防災センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第4項の規定により、指定管理者による管理及び業務の範囲を定めるとともに、その他所要の改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容であります。初めに指定管理者による管理につきまして、センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する者に行わせる旨、定めるものであります。

次に、指定管理者が行う業務の範囲につきまして、指定管理者はこの条例の規定により、指定管理者が行うこととされた業務のほか、施設及び設備の維持管理に関する業務及びその他センターの利用の促進に関する業務を行う旨、定めるものであります。

あわせて、その他所要の改正をし、平成18年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第46号の岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案(その4)の197ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております2ページ目以降の岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関する議案についてにより説明させていただきます。

まず、提案の趣旨であります。これは、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入する岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、指定管理者の候補者の選定の経緯であります。平成17年7月14日に、外部委員3名、庁内委員1名で構成する岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会を設置し、ここで募集要項、選定基準等を協議の上、策定いただきました。委員につきましては、配付資料2ページのとおりであります。

この決定された募集要項に基づき、平成 17 年 8 月 8 日から 9 月 20 日までの約 1 カ月半の期間を設け募集し、2 団体から申請がありました。

選定結果であります。申請のあった 2 団体につきまして、平成 17 年 9 月 22 日に審査会を開催し、書類審査及び申請者から実際に管理運営計画を発表してもらうプレゼンテーション審査により、選定委員 4 名が審査に当たりました。

審査は、申請者の管理運営が県民の平等な利用の確保が図られるものとなっているか、センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できる計画となっているか、管理を適正、確実に行う能力を有しているかといった基準に基づき各委員が採点し、合計点数の最も上位の財団法人岩手県消防協会を選定しました。採点結果は、配付資料 3 ページのとおりであります。

財団法人岩手県消防協会が評価された点であります。具体的な内容での防災体験コース設定や既存設備の有効活用など、指定管理者制度移行後も安定した運営が見込まれる一方、乳幼児連れの利用者や幼少年の利用者に対するサービス向上を提案した点に加え、消防本部消防職員及び消防団員が会員となり組織された当団体の組織力を生かして、センターの利用促進のため、関係団体に働きかけていくと提案した点、そして、人件費や清掃業務委託費等の経費節減が他の申請団体と比較して、より低額な委託料を提案した点が評価されたものであります。

次に、指定しようとする指定管理者であります。盛岡市中央通 3 丁目 7 番 22 号に住所を有する財団法人岩手県消防協会であります。指定の期間であります。平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小原宣良委員 2 点お伺いしますが、ただいまの説明でちょっと理解できなかった点もあるのですが、この指定管理者による管理のメリットについて、従来と比べた管理費については、若干少ない経費でできるという意味合いのことがありましたが、積極的に指定管理者にしなければならない理由、あるいはそのメリット、この点をひとつ改めてお伺いしたいと思います。

それから、この管理費というのはいくらでしょうか。現状と比べて、もし具体的に数字がわかればお示しをいただきたいと思ひます。

○小守防災消防担当課長 導入の目的ですけれども、指定管理者制度を導入する目的は、防災消防活動等に専門知識を有し、防災啓発や施設管理等のノウハウを有する民間法人等に管理運営を一括して行わせることにより、センターの設置目的を最大限に達成すること。

それから、利用者のニーズにより効果的、効率的に対応し、サービスの向上を図ること、経費の節減等が図られることを目指してあります。

それから経費の面ですけれども、18 年度から 22 年度まで提案された金額につきましては約 9,500 万円ということになっております。現状につきましては、14 年から 16 年の 3 カ年

の実績が平均で約 2,100 万円ということで、今回の平均を言いますと 2,000 万を若干切るような金額になっております。

○小原宣良委員 経費的には少し下がったようですが、やや同じような感じですね。

そこで、この総合防災センターの人的な体制はどうなるのでしょうか。現状はよくわかりませんが、いずれ何人か常勤がおって、それぞれ日常業務に当たるということがないと、先ほどのこの趣旨が生きてこないのではないかと思うのですが、そういう人的な体制はどういうふうになるのですか。

○小守防災消防担当課長 通常 3 名体制で運営したいという提案になってございます。そのうち 1 名は事務的な業務、それから体験学習等々の指導業務ということで 2 名という提案になっております。

○川村農夫委員 選定委員会を設けて審査したということでありますが、選定基準の方に満点があつて、そして審査結果の評点があるわけです。この差の部分については、今後満点になるように指導を含めて管理してもらうような方向なのか。この差の扱いについてどういう対応をされるのか伺いたいと思います。

そして、これはこの防災センターに限らず、県の指定管理者全般にかかわることになってきますので、そういった観点でも御答弁をお願いしたいと思います。

○小守防災消防担当課長 採点につきましては、1 人 100 点という持ち点で、それぞれ 4 名の方に採点していただいたわけですが、今後協定を結ぶ際に、より充実するように指導してまいりたいと考えております。

○川村農夫委員 全般については。

○藤井管財課総括課長 点数の満たなかったところにつきましては、ただいまもありませんように、協定書を結ぶ中で指導されていくものだと思っております。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 47 号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場複合施設整備課総括課長 議案第 47 号県民活動交流センターの指定管理者を指定す

ることに関し議決を求めることについて説明申し上げます。議案（その４）の 198 ページをお開き願います。なお、提案の趣旨、指定管理者の候補者の選定の経緯等を含めまして、便宜お手元に配付しております資料によって説明いたします。資料を御参照願います。

初めに、１、提案の趣旨であります。平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入する県民活動交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

２、指定管理者の候補者の選定の経緯でありますけれども、まず（１）、基本的な考え方について説明申し上げます。県民活動交流センターは、岩手県立視聴覚障害者情報センター及び岩手県立図書館とともに、いわて県民情報交流センターを構成する 1 つの公の施設であります。

また、指定管理者制度は、公の施設の管理に民間活力を活用しながら、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることがその目的とされております。

これらのことを踏まえ、いわて県民情報交流センターにおきましては、県民の高い満足度を得られること、最適の管理運営が行われること、この 2 つの観点から指定管理者制度の最適な導入の方法について検討を行ってきたものであります。

次に、（２）、選定委員会の概要についてであります。平成 16 年 5 月に外部の有識者による検討組織として盛岡駅西口複合施設管理運営計画検討委員会及び盛岡駅西口複合施設指定管理者選定専門部会を設置し、制度の導入を検討いたしました結果、先ほど申し上げました公の施設ごとに指定管理者が行う業務の内容を定めた上で、一者の指定管理者が一体的に管理することが望ましいとの結論に至りまして、この枠組みに基づいて指定管理者の公募を行い、指定管理者の候補者を選定したものであります。

なお、計画検討委員会等の委員構成、選定の経過につきましては、別紙 1 のとおりでありますので、御参照願います。

次に、（３）、募集期間についてであります。平成 17 年 7 月 8 日に募集要項の配布を開始しました。8 月 19 日から 24 日までの間を申請受付期間としたものであります。

この結果、（４）申請団体数にありまして、3 団体からの応募があったものであります。具体的な内訳につきましては、別紙 2 のとおりとなっておりますので、御参照願います。

次に、（５）の選定方法であります。一次審査として書類による資格審査を行いました。その後、平成 17 年 10 月 13 日にプレゼンテーション審査を行ったものであります。

次に、（６）、審査結果についてであります。審査は選定専門部会におきまして、複合施設の管理の考え方、体制に関する事項、運営業務に関する事項、維持管理業務に関する事項、事業遂行の安定性に関する事項、その他提案内容に関する事項、提案価格に関する事項、この 6 点に基づきまして各委員が採点を行い、評価点数の最も上位となった、株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズを代表とするグループが最優秀提案者として選定されたものであります。なお、審査の結果の詳細につきましては、審査事項の具体的内容、評価の視点、配点等とあわせ、別紙 3 にまとめてありますので、御参照願います。

次に、3、指定する指定管理者の概要について御説明申し上げます。指定管理者の名称がありますが、株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合によるグループであります。

(2)、指定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3カ年としているものであります。

(3)、指定の理由についてであります。当グループの提案を審査、検討いたしました結果、県民の平等な利用を確保し、施設の効用を最大限に発揮するとともに、事業計画に基づいた管理を安定して行う物的、人的能力を有しているものと認められたことによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対して、質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号平成17年度岩手県一般会計補正予算第6号中第1条第1表中追加中1、23を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅野予算調製課総括課長 議案第8号平成17年度岩手県一般会計補正予算第6号について御説明申し上げます。議案(その3)の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、指定管理者制度に伴う債務負担行為の補正でございます。その内訳は、次のページでございますが、2ページの第1表債務負担行為補正のとおりであります。当委員会の所管にかかるものは、ただいま御審議をいただきました1の県民情報交流センター管理運営業務、及び3ページにまいりまして、23の総合防災センター管理運営業務の2件であり、それぞれ指定管理者の指定に伴い、期間を定めて債務を負担しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○平澄芳委員 先ほどの総合防災センターは5年間ですか、そして、今のが3年間、これは何なのですか。

○菅野予算調製課総括課長 指定管理者制度については、その合理的な運営を図る観点から、複数年度にわたりまして管理を行わせるということになるわけですが、それぞれの施設ごとに、それぞれ最も適切と考えられる期間をそれぞれの管理者が設定しているというところがございます、それに基づいて債務負担行為の期間についても、それぞれこのような期間になっているということでございます。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○豊岡情報公開担当課長 議案第9号情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案(その4)の1ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、便宜お手元に配付しております情報公開条例の一部を改正する条例案要綱により御説明いたします。

まず、第1の改正の趣旨についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときの当該公の施設の管理に関する情報の公開について定めようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容についてであります。実施機関、これは知事、教育委員会等でございますけれども、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、その指定管理者に当該公の施設の管理に関する情報の公開のための措置を講じさせようとするものであり、具体的には指定管理者との間で締結する協定において、当該指定管理者が講ずるべき措置を明らかにしようとするものでございます。

なお、御参考までに、平成18年4月から指定管理者制度の導入を検討しております公の施設は47施設でございます。

第3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するということとしまして、あわせて所要の経過措置を講じようとするものでございますが、具体的にはこの条例施行の際、現に指定管理者制度を導入している公の施設、これは公会堂でございますけれども、これについては協定を改めまして、同様の取り扱いを行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大矢経営評価課総括課長 議案第 12 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 4）の 19 ページでございます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付させていただいております条例案の概要により御説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございますけれども、岩手県消費生活条例第 16 条第 1 項の基準の事業者への通知に係る事務を花巻市において処理しないこととし、あわせて家族旅行村条例等の一部改正に伴う所要の整理を行うものでございます。

2 の条例案の内容でございますけれども、1 つは、(1)、岩手県消費生活条例第 16 条第 1 項の基準の事業者への通知に係る事務、具体的には、下の箱枠に囲んでございます事務でございますけれども、単価表示の基準に定められた売り場面積を超える店舗を新たに开店することになった小売業者等に対しまして、単価表示を行うよう努めなければならない旨の通知をする事務でございますが、合併後の新花巻市においては処理をしないこととするものでございます。

2 つ目は、(2)、家族旅行村条例等の一部改正に伴う所要の整理でございます。下の箱枠に掲げております 6 つの公の施設において、このたび、指定管理者制度の導入に伴う設置条例の一部改正が予定されておりますけれども、同設置条例の改正によりまして、指定管理者において、制度上この②の事務の内容に書いてございます事務ができるようになりますので、所要の整理を行おうとするものでございます。

3 の施行期日でございますが、平成 18 年 1 月 1 日から、ただし、表 2 の項の改正部分、これは家族旅行村条例等の一部改正に伴う所要の整理でございますが、これにつきましては同年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 ちょっと単純なことなのかもしれませんが、単位価格表示というのはどういうことか、具体的に説明してもらえませんか。

それと、(2)の条例等の一部改正に伴う所要の整理を行う、この条例等の一部改正というのは指定管理者にかかわることですかね、内容的に。

そうすると、指定管理者が決まるかどうかというのはわからないわけですよね、指定されるかどうか。その段階で決めていいということなのか。

○大矢経営評価課総括課長 単位価格表示につきましては、100グラム当たり何円というような、例えばベーコンとかハムとか、そういったような表示でございます。

それから、指定管理者制度につきまして、先ほどのお話ですけれども、指定管理者制度は公の施設について指定管理者制度をとるか、あるいは直営にするか、自治法でどちらか選択することになっておりますので、ここで指定管理者制度をとっても、それから直営になったとしても、ここからは落ちるという形になります。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○稲葉文化国際課総括課長 議案第15号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案(その4)の30ページ、31ページをお開きください。改正案の内容につきましては、便宜お手元に配付しております資料により御説明いたします。岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要と書いた1枚ものの資料でございます。そちらを御覧いただきます。

改正の主な内容は、旅券法の一部改正により紛失又は焼失した旅券の再発給制度が廃止されたことに伴い、岩手県手数料条例から一般旅券の再発給に係る手数料の規定を削除しようとするものであります。

旅券の再発給制度が廃止された背景といたしましては、紛失した旅券が偽変造され、国際的犯罪に使用されていることから、一般旅券を紛失又は焼失した場合には失効させること

とし、希望により新規に発給することとされたものであります。あわせて、旅券法の改正に伴い、岩手県手数料条例で運用している旅券法の条文の改正を行おうとするものであります。

施行期日は、改正旅券法の施行期日が、公布の日から1年3カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、同日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第89号当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅野予算調製課総括課長 議案第89号当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。議案（その4）の243ページをお開き願います。

これは、いわゆる宝くじでございますが、宝くじにつきましては、議会の議決を得た金額の範囲内において発売することができることとされております。このため、平成18年度におきまして、公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額102億円の範囲内で発売しようとするにつきまして、議会の議決をいただくようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○佐々木順一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号いわての森林づくり県民税条例を議題といたします。本議案につきましては、先ほど農林水産委員会との連合審査会を開き審査することと決定しております。

農林水産委員会の審査状況を確認いたしますので、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 再開いたします。

次に報告事項を行います。当局から岩手県土地開発公社の外部経営調査結果とその対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○大矢経営評価課総括課長 このたび、岩手県土地開発公社を対象といたしまして、監査法人トーマツに調査を委託しておりました平成17年度出資等法人外部経営調査の結果が11月17日に監査法人トーマツから報告書という形で提出されましたので、内容を御報告いたしますとともに、対応につきまして、岩手県土地開発公社の所管部局であります地域振興部の方から御説明申し上げたいと存じます。

お手元に配付しております資料、平成17年度出資等法人外部経営調査の結果についてにより、要点のみ簡潔に御説明させていただきたいと存じます。

1の外部経営調査の概要につきましては、ただいま申し上げましたことが主でございますので割愛させていただきまして、2の報告書の要点でございます。

まず、(1)の公社の概要でございますけれども、設立の根拠、それから設立年月日、代表者につきましては、記載のとおりでございます。

それから4の職員数でございますが、プロパー職員が21名、県・住宅供給公社からの派遣職員が4名、嘱託職員が3名でございます。合わせて28名でございます。

5の業務の内容でございますけれども、大きくは3つの業務を行っております。1つは、(1)の公有地先行取得業務でございます。国、地方公共団体等の委託に基づく道路、河川、公園等の公共・公用施設の用に供する土地の先行取得でございます。これにつきましては、現在県からのものはございません。

2つ目は(2)でございます。土地造成事業でございますが、工業用地等の造成、分譲でございます。商工労働観光部からの依頼に基づくものでございます。

それから(3)のあっせん等事業でございますが、内容は2つございまして、アの公共用地取得業務でございますが、公共団体等の委託、主に県土整備部からの委託に基づく用地交渉・取得契約業務でございます。

2つ目は、イの公共工事設計施工監理業務でございますが、医療局や教育委員会からの委託に基づく用地造成工事の測量、設計、積算、施工監理業務でございます。

6、平成16年度の決算でございますけれども、当期利益は1億7,300万円ほどの赤字でございます。資産はおよそ116億円、負債はおよそ31億円、資本は85億円ほどとなっております。

ります。

(2)の重要な課題でございますが、まず、公共事業の減少に伴いまして、公社が受注する公共用地取得業務が減少していること、次に造成済みの工業団地の分譲が低迷していること、以上によりまして、直近4カ年度は赤字であるということ。また、現在の施策の中で、公社の役割や運営の方向性が不明確であること、公社の所管部局である地域振興部の公社の現状に対する認識が不十分なことから、公社の役割や将来の方向性を明確に指導できていないことといったような指摘がございまして、結論といたしましては矢印の下にありますが、上記の課題を解決するに当たり、関係部局とともに県の施策推進上、公社のあり方、今後の方向性を検討することが必要という報告がなされております。

報告書の要点につきましては以上でございます。

なお、裏の面に、損益の状況と貸借対照表を参考までに載せてございます。

○谷地敏企画担当課長 今後の対応についてでございます。当地域振興部が公社の指導を監督してございます。報告を真摯に受けとめ、あり方を検討してございます。

具体的には、土地開発公社あり方検討委員会を設置しておりまして、その構成としましては、当地域企画室、それから企業立地推進課、県土整備企画室、経営評価課、そして土地開発公社で構成してございます。近く第1回を開催いたしますが、検討会では大きくは、公社が県の施策の中で果たす役割、今後の公社の経営見込み、それから公社の所管部局等について検討を行うこととするものでございます。

18年半ばを目途に公社の今後のあり方を示していきたい、こういうこととしてございます。この過程の中では当総務委員会、それから出資法人等改革調査特別委員会に説明しながら進めてまいりたい。以上でございます。

○佐々木順一委員長 質疑がもしあれば、後刻の日程にこの際の予定がありますので、その、この際場で御発言を願いたいと思います。

再度農林水産委員会の審査状況を確認いたしますので、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 では、再開いたします。

農林水産委員会終了まで、暫時休憩いたします。追って、開催時刻は御案内申し上げます。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第14号の取りまとめを行いたいと思います。本件の取り扱いはいかがいたしますか。

(「採決。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。

(「暫時休憩。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 引き続き、会議を開きます。休憩中に、附帯意見を付すとの御意見がございました。

お手元に附帯意見の案文を配付いたします。

(事務局、附帯意見案を配布。)

○佐々木順一委員長 御意見をいただきたいと思えます。

(「暫時休憩。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

附帯意見は、「いわての森林づくり県民税条例の実施に際しては、県民の理解と協力が必要不可欠である。よって、下記の点に十分留意し、その目的が達せられるよう、努められたい。1、県は、本条例の実施にあたっては、その必要性、使途等について、県民の十分な理解を得るよう、努めること。2、本条例の目的とする森林の公益的機能の維持増進については、国土保全及び環境保全等の観点から、制度の創設について、県は国に対し、働きかけを行うこと。」とのことですが、これに御意見はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 御意見がないようですので、これより議案第14号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本議案についての採決をいたします。お諮りいたします。本案はただいまの意見を付し、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木順一委員長 起立全員であります。よって、本案はただいまの意見を付し、原案を可とすることに決定いたしました。

この後、議案第10号及び議案第92号の審議がありますが、これらにつきましては、集中的に審議するため、明日、再度委員会を開催し、審議することといたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、明日は午前10時から開会いたしますので、当委員会室に御参集くださるようお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。